

マウリヤ王朝時代に於ける佛教々団の性格

— 特にアシヨーカー王碑文を主資料とする考察 —

竹 本 壽 光

古代印度に於けるマウリヤ王朝 (325-185) の身起は、従来の印度社会を徹底的に改革することかできなかった^①として、強大な国家権力を以て印度の大半を統一し、大規模な国家的事業を遂行し、統一的大国家を建設しえたという点で正に劃期的事業であつたといえる。仏教はこのような統一国家の中で衆僧仏教から御衆仏教へと展開した^②。この過渡期にある仏教々団の性格や、その動向を究明することは極めて重要なことであるといえる。

尸史的研究の確實な資料が最も多く残存することからマウリヤ王朝時代は、古代印度社会研究の尸史的基準として不勅の位置を占めてゐる。従つて、古代印度社会のあらゆる分野の研究はこのマウリヤ王朝時代の資料を用いて考察することによつてのみその尸史的確實性を呈示することが出来る。仏教が地理的に *Magadha*, *Kosala*, *Kashmir* などを中心とする地域から印度全体的のみならず印度外の諸地域にまで急激に発展したのはこのマウリヤ王朝時代、特にアシヨーカー王の治であつた。仏教はアシヨーカー王の宗教政策を最大の背景として劃期的展開を示したのであり、それ故にこの時代には仏教に関する考古学的遺品や印度内の文献、印度外の文献も多く残つてい

る。本論文ではマウリヤ王朝時代に於ける基本的資料とされるアショーカ王碑文を主資料としてこの時代に於ける仏教団の性格の一断面を考察しようとするものである。

① 本論文の年代は宇井博士説によつた。(「印度哲学研究」オ二巻(一〇七頁)以下特に著者名を挙げない限りすべて宇井説とする。最近東大の中村元博士は「マウリヤ王朝の年代について」という論文を『東方学』オ十輯(昭和三十年四月)に発表され新しい年代論を立てられ、春日井教授もマウリヤ王朝の年代を規定されている(春日井教授ノート)。この他従来の研究として *Hultzsch, Smith, Bandopadhyay* などの著者による年代もある。(金倉再照『印度中世精神史』上三三七頁参照)

② 例えは、通貨の問題にしてもマウリヤ王朝自体が貨幣の鑄造を行つていたけれども、地方では各地方毎に別々に鑄造所があつて貨幣を鑄造し、それがそれぞれの地方に流通していた。(中村博士「インド至清史の特性の一考察」『一橋論叢』三五巻一号二―三頁。「古代インドの統一国家」『社会構成史大系』オ二〇参照) 又言語の問題にしてもインド全体にわたる標準語または共通語はなかつた。又都市に於ては種々な新しい組織も形成されたが諸地方の農村に於ては依然として従前からの氏族制社会の様式が未だ消滅せずに残存していた。(「大乗仏教の成立史的研究」三三五頁)

③ 近代教々の用いる国家権力というものはインドには存在してはなかつた。しかしマウリヤ王朝の構成した社会秩序は近代の意味する国家権力に或いは近いものであろう。

④ 仏陀の年代を B.C. 466 ~ 386 年とし、根本仏教 (B.C. 473 ~ 350) 以後、阿育王の即位頃に至るまで、即ち B.C. 350 ~ 270 年を原始仏教とし、その以後を部派仏教とする。(宇井博

土^①印度哲学史^①一。五頁) 宇井博士の指摘される原始仏教から部派仏教というのは單なる年代的区分であつて、必ずしもこのように判然としたものではない。この問題は、現在未分析乃至分析過程にある現象に属する諸般の社会的現象を含んだ諸資料と比較して規定しなければならぬものであるが、ここでは一応宇井博士の年代的区分を用いた。

⑤ マウリヤ王朝時代の研究資料は、中村元博士「古代インドの社会的現象」『仏教学研究』
④四号、④五、④十、④十一号にすべておさめられている。

尚マウリヤ王朝時代については、中村元博士「古代インド統一国家」『社会構成史大系』
④九巻を参照されたい。

二

古代印度特にマウリヤ王朝時代の諸問題を解明に際し、④一次資料として最も重要視されるア
シヨールカ王碑文は、ジュームス・プリンセプ^①によつて初めて解讀されて以来、内外印度学者
の守によつて更に詳細に研究が成されているが、今これら諸種の研究書及びテキストを牛懸り
として碑文を整理すると大体四種に分類することができ、その位置や内容にそれぞれ特別な性
格を有していることが解る^②。

(一) 摩崖法勅 (Rock Edicts) として十種

- Stūthāgarhi, Mānsehra, Kāli, Gīmār, Sopāna, Dhawli,
- Jangada, Tevāgadi, Palkigundī, Garimath

この中 *Sopara* は十四章の断片としてオノ章のみ存在し、*Dhauki* は十四章の中、エ・十二、十三章を欠き別刻法勅二章が存在する。*Palkigunda*, *Gavimath* は共に十四章法勅の断片として発見されたもので、その他はすべて十四章法勅を有し、その内容は大体一致している。これらの摩崖法勅で特に注意されることは法勅の内容はもとよりその地理的位置や使用の文字であるが本論ではふれなかつた。

(一) 小摩崖法勅 (*Minor Rock Edicts*) として十種

- Rupnath, Sakarim, Bariat, Brahmagiri, Siddhapura, Jatinga Ramdevra,*
- Maski, Bariat No.2 (Bhatkui), Yerragudi, Gavimath* ④

これらはいづれも短い法勅が刻されているが、特別の文も存在するので重要である。

(二) 石柱法勅 (*Pillar Edicts*) として六種

- Delhi-Topra, Delhi-Minath, Lauriya-Araraj (Rakita),*
- Lauriya-Mandangah (Mathia), Rampurva,*
- Allahabad-Kosam (Allahabad-Kosambit)*

これらはいずれも六章よりなるが、*Delhi-Topra* のみ七章を有し、*Allahabad-Kosam* には三種、即ち六章法勅、皇后に関する法勅、ユーサンビー法勅が刻されている。これら石柱の様式は、美術史的に種々論究されている。尚石柱法勅の地理的分布は特に注意する必要がある。

(三) 小石柱法勅 (*Minor Pillar Edicts*) として四種

- Sanchi, Sarnath, Lumbini-vara (Lummindet), Nigali Sagan (Nigalivā)*

前二者は増加の向題に言及し、Lumbini-sanaは養育二十年にアシヨールカ王がこの地に参拜したことが刻され、Nigali Sagarは過去仏ユナーカマナの塔を修葺し供養したことを刻してある。

以上四種類のアシヨールカ王碑文の外、Cave DedicationsとしてBarabar 丘洞院刻文を挙がらう。ここには七窟あつて、三窟はナーカルゲユニー窟と呼ばれ、この中にDavarathaの刻文がある。四窟はその中三窟がアシヨールカ王の刻文で、王が邪命外道にこれを寄進したことが刻されてゐる。他の一窟は半シユ又派に属する。尚ベンカールのマハースタンからも阿育王碑文の一部とおほしき断片が見えられ^⑦。近年、タクシヤシラーからアラメア語のアシヨールカ王碑文の断片が発見されたと報告されてゐる。^⑧

① James Prinsep は一八三四年に研究を試み、(The Journal of the Asiatic Society of Bengal, vol. III) 一八七九年にその全文を公表した。(vol. VII)

V. R. Ramachandra Dikshitar 『The Maurya Policy』 P. P. 42-43.
② アシヨールカ王碑文整理に特に使用した研究書及びテキストは

A. C. Waddell: 『Asoka Text and Glossary』 (Pt. I. Introduction, Grammar (xxxvii) Text (pp. 52): Pt II Glossary, (P. 53~P. 156) Calcutta, 1924)

D. R. Bhandarkar: 『The Inscription of Asoka』

V. A. Smith 『Asoka』 2, 3

宇井博士 『印哲研究』 第四卷。「阿育王刻文」 『南伝大藏』 第六十五卷

中村博士 『石代インドの社会的現象』 『マウリヤ王朝時代研究資料』 『公教研究』

りの他トニモ一カ玉碑文の歴史書也 E. Hultzsch; Corpus Inscriptionum Indicarum, vol. I, Inscriptions of Asoka, new edition, Oxford 1925.

Jules Bloch: Les inscriptions d'Asoka. Traduites et commentées. Paris 1950. (Bibliographie. Pp. 9-11, Introduction Pp. 13-43, Introduction Linguistique Pp. 43-88. Les Inscriptions Pp. 89-172 Index Pp. 173-216)

M. A. Mehendale: - Asokan Inscriptions in India (A Linguistic Study, Together with an exhaustive Bibliography), Bombay 1948.

Vaishakhana Bhattacharya: Buddhist Texts as Recommended by Asoka; with an English Translation, Univ. of Calcutta 1948.

Edicts of Asoka (Prigadarin), in Prakerit, with Sanskrit śhīgā and Romanized Transliteration. Tr. by G. Srinivasa Murthi and A. N. Krishna Aiyangar, Adyar, Madras 1950.

B. M. Barua: Asoka and His Inscriptions. Calcutta 1946.

③ 「インダス地方の Yennagudi コーカニクに発見された・サソニガレを拓本トシキに抄版一丁」(The Yennagudi Rock Edicts of Asokan) 仏教学研究 四号 一三頁

④ 「Maddi の西南ハ五キロメートルのところにあるパールキークランドウ高京及びガウイマト高京からも十四章詔勅の断片が発見され」(L. Tuman) によつて出版された」仏教学

研究 十一号 一三七頁

⑤ 仏教学研究 四号 九頁

- ② ibid p. 9
- ⑦ ibid p. 10
- ⑧ ibid p. 10

三

阿育王碑文を地理的に整理してみると、碑文の分布状態によつて、その内容や様式が非常に異つてゐることが解る。かゝる前提工作から阿育王碑文のうち、特に仏教やその教団に關係ある二種の碑文、即ち *Calcutta-Bairat* (*Bairat No. 2, Bhikhar*) 法勅と *Sarnath* 小石柱法勅 *Kausambi* 石柱法勅 *Rupnath* 小摩崖法勅 *Sanchi* 小石柱法勅との二種の碑文の内容の考察から、碑文の意味するものと、その二種の碑文を手懸りとして考えられるマウリヤ王朝時代に於ける仏教々団の性格を考察しようとした。

(一) カルカッタ・バイラト法勅に於ける問題

1. 法勅にある七種の至典は、仏教至典成立史研究の基準になると共に、当時の仏教々団を知るための貴重な資料である。故に七種の至典を現存諸至典と対比し、その内容を知ることによつて仏教々団の性格を理解することが出来る。

2. 法勅の地理的位置が問題となる。これは、マトゥラーラ (*Mathura*) 地域の仏教との関係によつて考察することが出来る。

(二) *Samāth*, *Kaśāmbhī*, *Rūpnāth*, *Sanche* 法勅に於ける問題

1. *Samāth*, *Kaśāmbhī*, *Rūpnāth*, *Sanche* の各法勅を対比して考察することは尙
難解決の第一段階であつて、このことから当時の仏教々団の性格を或程度知ることが出
来る。

2. *Samāth*, *Kaśāmbhī*, *Rūpnāth*, *Sanche* の各法勅の天竺問題は「破僧伽」である
が、これは決して *Mahāvamsa* 等が伝える仏教と仏教以外の宗教の対立を意味するもの
でなく、仏教教団内の部派の対立即ち上座部と大眾部の対立であるうと考えられる。こ
のことの証明は異部宗輪論諸本の伝える分派史と *Samāth*, *Kaśāmbhī*, *Rūpnāth*,
Sanche の法勅内容及び地理的位置の考察によつて理解できる。

以上(一)、(二)によつて理解できる教団の性格を対比するとき、マウリヤ王朝時代には、年代や
地域を異にして、まったく異つた二つの教団が存在していたことが理解できるのである。

更に阿育王碑文のほか *Migāli Sāgar* 法勅には、コーナーカマナムに言及しているが、こ
れはコーナーカマナムの拘那含仏の所説を教理的に、地理的にそして阿育王碑文の全体に關
連させて分析説明することによつて新しい立場からの *Migāli Sāgar* 法勅の理解ができると思
つゝ、又このことは阿育王時代に過去去仏信仰があつたことを意味するものであるが、さうい
う過去去仏信仰は当時の教団の人々によつて如何に考えられていたかといふ問題を考察することは
極めて重要なことであるといえる。